

## 高森町建設発生土の民間受入地公募実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事において発生した土であって、当該建設現場では使用用途がない土（以下「建設発生土」という。）のうち、他の公共事業に利用することが困難な建設発生土を、民有地（町又は他の行政機関が管理する土地を除く土地をいう。以下「受入地」という。）へ搬出するに当たり、当該受入地を公募する場合の手続等を定め、建設工事の円滑な施工の確保を図ることを目的とする。

### (申請者の要件)

第2条 町が行う受入地の公募に応募する者（以下「申請者」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 受入地の所有者又は当該所有者から受入れについて同意を得ている使用者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

### (受入地の条件)

第3条 受入地は、次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に存在する土地であること。
- (2) 申請者が所有する土地又は当該土地所有者が受入れについて同意した土地であること。
- (3) 建設発生土を受け入れる時点において、関係法令等の手続が完了している土地であること。
- (4) 建設発生土を受け入れるに当たり、擁壁等の設置が不要若しくは申請者によって設置予定である土地であること。
- (5) おおむね100立方メートル以上の建設発生土の受入れが可能であり、かつ、受入地の面積が十分確保されている土地であること。
- (6) 建設発生土搬入の決定から搬入が完了するまでの間、当該建設発生土以外は受け入れない土地であること。
- (7) 受入地まで大型ダンプトラック（10トン車。ただし、町の事業の都合により車両規模を変更したときは、その車両規模とする。）が通行可能であり、かつ周辺環境、交通等に顕著な影響を及ぼすおそれがない土地であること。
- (8) 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
- (9) 暴力団関係者の所有又は関与する土地でないこと。
- (10) 建設発生土の搬出に併せた受入れが可能な土地であること。

### (受入地の公募)

第4条 町長は、ホームページへの掲載又はその他の方法により、建設発生土の受入地を公募する。

(受入地の申請)

第5条 申請者は、高森町民間受入地登録申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる申請書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 受入地の状況写真(受入地の全景、荷卸し場所、進入路等の状況がわかるもの)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 同意書(申請書と受入地の所有者が異なる場合、又は共有名義の土地である場合)
- (5) その他町長が必要と認める書類  
(申請書類の審査及び受入地の登録)

第6条 町長は、前条の申請書等の提出があったときは、第2条及び第3条に規定する基準を満たすかどうかを審査する。

2 町長は、前項の審査により適正と認められる場合は、高森町建設発生土受入地台帳(様式第3号)に登録し、高森町民間受入地登録決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

3 町長は、第1項の審査により適正と認められない場合には、高森町民間受入地登録不採用通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(受入地の登録の抹消)

第7条 町長は、申請者から高森町民間受入地登録抹消申請書(様式第6号)が提出された場合は、前条第2項の高森町建設発生土受入地台帳から登録を抹消する。

2 町長は、登録した受入地の申請書類等の不備を確認した場合は、登録を抹消することができる。

3 町長は、前項により受入地の登録を抹消した場合は、高森町民間受入地登録抹消通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

(建設発生土を搬入する受入地の決定)

第8条 町長は、第6条第2項に基づき登録された受入地から、運搬費用、受入地の条件等を考慮して、建設発生土を搬入する受入地を決定する。

2 町長は、前項の決定に際し、申請者に対して建設発生土の土質、搬入時期、搬入方法等について説明を行うとともに、必要に応じて現地立会を求めるものとする。

3 町長は、前項について申請者の合意を取得し、建設発生土を搬入する受入地を決定した場合は、申請者に高森町建設発生土搬入通知書(様式第8号)を通知する。

(建設発生土の搬入)

第9条 町長は、建設発生土を受入地へ搬入したときは、当該建設発生土の土量を検収できるように管理しなければならない。

2 町長は、受入地において廃棄物の不法投棄を確認した場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関と連携して必要な措置を講じる。

3 申請者は、建設発生土を搬入する期間は、現地確認を行う等、当該受入地の状況の把握に努めるものとする。

(搬入の完了)

第10条 町長は、建設発生土の搬入が完了した場合は、申請者と現地立会を実施するものとする。

2 申請者は、前項の現地立会が終了したときは、高森町建設発生土現地立会確認書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の高森町建設発生土現地立会確認書が提出されたときは、高森町建設発生土搬入完了通知書（様式第10号）により申請者に通知する。

(費用負担)

第11条 この要領及び関係法令に基づき必要となる許可申請等の申請手続に伴い発生する費用については、申請者の負担とする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。